

現在、自治体が行う障害者用駐車場の適正利用に向けての取り組みとして「パーキングパーミット」制度がある。地域の実情にあわせて国土交通省でもこの制度を推進している。駐車場の適正利用が行われず、各地で生起している利用上のコンフリクト事象を解決するために、パーキングパーミット制度は有効となりうるのか、注目を浴びているこの制度について考えてみたい。

パーキングパーミット制度

パーキングパーミット制度とは、地域のさまざまな施設の協力のもとに、障害者用駐車場を利用できる対象者の範囲を設定し、その条件に該当する希望者に共通に利用できる利用証を交付する制度である。この利用証の交付によって、従来曖昧になっていた駐車対象車両を識別し、不適正駐車を防止することを目的としている。

2006年に佐賀県が駐車場の適正利用への方策として初めてこの制度を導入した。2013年8月現在でこの制度を導入している自治体は30府県2市となっている。利用対象者はそれぞれの自治体によって制度の名称も利用者の対象範囲も異なるが、概ね肢体不自由者、脳原生運動機能障害者、内部障害者、視覚障害者、高齢者（要介護者）などが対象である。



（写真1）利用証（グリーン）
身体障害者、高齢者、難病患者等
【有効期間：5年間】

写真1に示すように、障害者用駐車場に駐車する際、自治体から交付される利用証を車外に見えるように掲示することになっている。それにより、当該駐車スペースが対象者以外に使用されているのかどうか判断でき、施設の管理者にとつ

ても、また利用する全ての人々に注意を喚起する上で有効だと考えられている。

国土交通省でもこの制度を導入することで不適正利用や利用対象者以外の者による駐車が減少すると考えている。この利用証は定期的に更新するシステムとなっている。



（写真2）利用証（ブラウン）
一時的に歩行が困難な人
【有効期間：1年未満】

障害者用駐車場の問題については、さまざまな施設で適正利用に向けた努力がなされているが、2010年にパーキングパーミット制度を実施している地域で肢体不自由者、要介護者等へのアンケート調査が実施された。その調査結果（複数回答）によると、駐車場の利用者の改善ニーズが高い施設は①「大型ショッピングセンター・百貨店（63.5%）」、②「病院・診

療所（62.5%）」、③「小規模なスーパーマーケット（51.4%）」、④「銀行・郵便局（41.9%）」となっている。いずれも日常生活の上で不可欠な施設であ



（写真3）駐車場の表示

り、改善を望む利用者は多い。

このパーキングパーミット制度の導入に加えて、各施設では利用上での注意喚起として「警告文書、チラシの配布、ポスターの掲示」などで行っている。例えば、駐車車両に利用証が掲示されていない場合、運転手（又は同乗者）に利用証を掲示するよう求めることや次のような自治体作成の注意喚起文を車のワイパーに挟むなど施設管理者に協力を求めている。

注意喚起文書の例

おもいやり駐車場を利用される皆さまへ

〇〇県からのお知らせとお願いです。
この「おもいやり駐車場」は、〇〇県発行の「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。
お持ちの方は、ルームミラーに吊り下げるなどにより、掲示してくださるようお願いいたします。
お持ちでない方で交付基準に該当する方に利用証を交付いたしますので、お手数ですが申請の手続きをしてくださるようお願いいたします。詳しくは、下記までお問い合わせください。

パーキングパーミットの課題

この制度の評価については、利用対象者が明確になり、駐車車両が識別できることがメリットとしてあげられる。しかし、いっぽうで車いす使用者以外の利用対象の枠を広げているため利用者が増えてしまい、3.5mの駐車場の幅を必要とする車いす使用者が使えなくなっている状況が各地で指摘されている。こうした実態をもとに、最初にこの制度を導入した佐賀県では車いす使用者以外の駐車スペースを確保する「プラスワン」というあらたな取り組みを始めている。

具体的には、パーキングパーミットの利用者証を交付された人の中には3.5mの幅を必要としない人もいる。その人たち用にこの制度の協力施設にもう1台分普通の駐車スペース（2.5m～2.7m）をパーキングパーミット用に設置してもらい、車いす使用者用の広いスペースの駐車スペースを確保しようとするのが狙いである。

「パーキングパーミット・プラスワン」と呼ばれるこの運動は、平成22年度には1,000台分の駐車スペースを増やすことを掲げ、その目標を達成するために各福祉事務所に配置された運動員が佐賀県内の施設に対して精力的に協力依頼を行っている。